

## （仮称）川崎製造所千鳥工場増設計画の環境影響評価の手續に係る条例見解書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、（仮称）川崎製造所千鳥工場増設計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

### 1 指定開発行為の名称及び種類

名称：（仮称）川崎製造所千鳥工場増設計画

種類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

### 2 指定開発行為実施者

名称：株式会社日本触媒 川崎製造所

代表者：執行役員 川崎製造所長 岡 義久

住所：川崎市川崎区千鳥町14番1号

### 3 公告日

令和6年2月27日（火）

### 4 条例見解書の写しの縦覧

#### （1）縦覧期間

令和6年2月27日（火）から令和6年3月12日（火）まで。土・日曜は除く。

#### （2）縦覧場所及び時間

場所：川崎区役所（3階）、大師支所（2階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

時間：午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（2月27日）は、午前10時から縦覧を行います。

\*上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索 川崎市 アセス図書の公表



### 5 事業内容等に関する問合せ先

名称：株式会社日本触媒 川崎製造所 環境安全部

所在地：川崎市川崎区千鳥町14番1号

電話番号：044-288-7328

FAX番号：044-288-8492

### 6 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した書類です。

川崎市環境局環境対策部環境評価課 深堀  
電話 044-200-2152



# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年2月27日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）川崎製造所千鳥工場増設計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区千鳥町14番1号 株式会社日本触媒 川崎製造所 執行役員 川崎製造所長 岡 義久
	名称	（仮称）川崎製造所千鳥工場増設計画
	種類	工場又は事業所の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市川崎区千鳥町5番48号他
	目的	工場の建設
	内容	敷地面積 約 52,312 m <sup>2</sup> 建築面積 約 3,223 m <sup>2</sup> 排水量 約 980 m <sup>3</sup> /日 燃料使用量 約 3.92kL/時（原油換算）
	施行期間	令和6年4月（予定）～令和10年9月（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年2月27日（火）～令和6年3月12日（火）
	縦覧場所及び時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■川崎区役所（3階）、大師支所（2階） 午前8時30分～午後5時。土曜及び日曜は除く。</li> <li>■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分～午後5時15分。土曜及び日曜は除く。</li> </ul> <p>※縦覧開始日（2月27日）は、午前10時から縦覧を行います。</p>
	ホームページ	<p>縦覧期間中、ホームページから条例見解書の閲覧ができます。</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p><a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a></p>
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp